

令和8年度水俣芦北地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、全耕地面積に占める主食用米面積の割合が約46%で、転換作物については、飼料用米や野菜等の作付面積が多く、土地利用型作物の担い手への集約が徐々に進んでいる。

しかしながら、農家の高齢化が進んでおり、農家戸数の減少が見られるとともに、不作付地の拡大と主食用米の需要が減少する中で、需給バランスに見合った水田面積とし、他の作物への作付転換を図っていく必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

当該地域において収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、産地交付金を活用しながら、主食用米と比較して面積当たりの所得が高い野菜等の高収益作物などの作付け拡大を図っているが、水田作に占める高収益作物の作付割合は低いものとなっている。

今後、水田をフル活用しながら、多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給が可能な産地づくりを一層進め、収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、高収益作物の導入などを推進する。

高収益作物の導入にあたっては、需要が増加している野菜の安定生産や消費者のニーズに対応した多様な品目の作付、高品質で安定した生産による産地ブランド力の向上、地域に適応した品種の選定・普及及び栽培技術の改善、スマート農業等の省力・低コスト生産技術の導入、出荷期間・販売地域の拡大などの取組を通じて、特色ある産地づくりや収益力の向上による経営の安定化を進める。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

地域の実情に応じた作物の本作化や、計画的な農地集積等の協議の中で関係機関・団体が連携して、水稻を組み入れない作付体系が定着している地域を把握し、各産地が必要な畑地化の取組を進めることができるよう畑地化に係る支援内容の情報提供や地域の対応方針について助言を行う。

4 作物ごとの取組方針等

地域内の約1,300haの水田について、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を図ることとする。

(1) 主食用米

主食用米は、農業者の経営安定の観点から、需要に応じた生産を確保する。前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、米の生産を行う。

また、県産米については、食味ランキング等により高い品質水準にあることが証明され、現状では、業務用向けには多収品種ややまだわら、食味での付加価値流通には、ヒノヒカリ・森のくまさん・くまさんの輝きと、流通形態に合わせた生産を行い、期待される品質（食味・外観・価格等）の維持・向上を図り、需要にきめ細かに対応することで生産を維持する。

- (2) 備蓄米
該当なし

- (3) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米を転換作物の中心作物に位置付け、産地交付金を活用し担い手への作付集約を行うとともに当該地域の主力な主食用米品種であるヒノヒカリと作期の重ならない多収品種ミズホチカラを推進し、生産面積の維持を図る。

また、飼料用米収穫後の稲わら利用の取組（耕畜連携）についても支援し、取組の定着を図る。

イ 米粉用米

主食用米からの転換作物の一つとして位置付け、産地交付金を活用し担い手への作付集約を行うとともに需要に応じた生産を推進する。また、低コスト・高品位安定生産を推進する。

ウ 新市場開拓用米

新市場開拓用米については、輸出用の酒の原料としての作付けを行っており、栽培促進を行う。

エ WCS 用稲

畜産業からは、地域で生産された飼料の安定供給が求められており、畜産農家との資源循環の取組などの耕畜連携を推進しながら、需要に見合った生産量を確保する。

オ 加工用米
該当なし

- (4) 麦、大豆、飼料作物

麦と大豆については、主に直売所等で加工・販売されていることから、今後も需要に応じた作付を推進する。

飼料作物については、畜産農家の自家利用中心の作付であるため今後も耕畜連携の推進とともに作付を維持する。

麦と飼料作物については、二毛作を推進することで、農業所得の増加及び生産拡大を目指す。

- (5) そば、なたね

そばについては、地域の振興作物としてPRしていることから産地交付金を活用して、水田での栽培面積の維持・拡大を図る。

- (6) 地力増進作物
該当なし

- (7) 高収益作物

ア たまねぎ

たまねぎについては、地域の重点品目として位置付け、産地交付金を活用する。

「貴錦」、「浜育」といった品種を中心に作付けを推進し、機械化体系の確立を図りながら、作付面積の拡大を目指す。

イ その他地域振興作物

その他地域振興作物（たまねぎを除く）については、農業者の所得の最大化に向け、産地交付金を有効に活用しながら、特色ある産地づくりを推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	575	0	664	0	664	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	2.2	0	7	0	7	0
米粉用米	0.1	0	0.1	0	0.1	0
新市場開拓用米	1.1	0	1.2	0	1.2	0
WCS用稲	30.1	0	37	0	37	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	0.1	0	1.5	1.5	1.5	1.5
大豆	0.2	0	0	0	0	0
飼料作物	11.7	9.8	11.7	9.8	9.8	6
・子実用とうもろこし	0	0	0.8	0	0.8	0
そば	0	0	1	0	1	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	20.2	0	50.4	0	52.4	0
・野菜	14.3	0	44	0	46	0
・花き・花木	5.9	0	6.4	0	6.4	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
・〇〇	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目 標	令和 7 年度	令和 8 年度
				前年度（実績）	目標値
1	たまねぎ	重点品目作付け助成 （基幹）	作付面積の拡大	6. 6ha	12. 2ha
2	飼料用米・米粉用米・ 飼料作物・WCS用稲	担い手加算 （基幹）	面積の維持	34. 2ha	47ha
			飼料用米・米粉用米	638kg/10a	600kg/10a
			収量の増加		
			飼料作物	3, 594kg/10a	3, 500kg/10a
			収量の増加		
			WCS用稲	1, 938kg/10a	1, 490kg/10a
			収量の増加		
3	麦（小麦・大麦・はだか 麦）・飼料作物	二毛作助成 （二毛作）	麦 作付面積の拡大	0ha	1. 5ha
			飼料作物 作付面積 の増加	9. 8ha	6ha
			水田利用率の向上	100%	101%
4	わら利用（飼料用米）	耕畜連携の取組 （耕畜連携）	取組面積の維持	19. 6ha	18ha
	資源循環（飼料作物・ WCS用稲）		実施率の増加	65%	51%
5	野菜（たまねぎを除く） 兼 花き・花木	地域振興作物への 助成（基幹）	作付面積の拡大	13. 3ha	14ha
6	飼料用米・米粉用米	多収品種加算 （基幹）	作付け面積の維持	2. 2ha	8. 2ha
			収量の増加	638kg/10a	600kg/10a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名： 熊本県

協議会名： 水俣芦北地域農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	重点品目作付け助成(基幹)	1	15,000	たまねぎ	通常の肥培管理を実施し、JA等の出荷業者や、卸売市場、直売所へ出荷を行っていること。(個人販売も可)
2	担い手加算(基幹)	1	9,000	飼料用米・米粉用米・飼料作物・WCS用稲	担い手が飼料用米・米粉用米・飼料作物・WCS用稲を基幹作物として作付した場合に助成する。
3	二毛作助成(二毛作)	2	5,000	麦(小麦・大麦・はだか麦)・飼料作物	二毛作として対象作物を作付けすること。
4	耕畜連携の取組(耕畜連携)	3	5,000	【わら利用】飼料用米 【資源循環】飼料作物・WCS用稲	わら利用・資源循環(飼料生産水田への堆肥散布の取組)の取組を行った場合に助成する。
5	地域振興作物への助成(基幹)	1	13,000	野菜(たまねぎを除く)兼 花卉・花木	通常の肥培管理を実施し、JA等の出荷業者や卸売市場、直売所へ出荷を行っていること。(個人販売も可)
6	多収品種加算(基幹)	1	9,000	飼料用米・米粉用米	・通常の肥培管理及び多収品種導入による収量増 ・多収品種は「需要に応じた米の生産・販売の推進」に関する要領別紙1の第4の3に規定する品種

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。